

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	5-7
法令名	火薬類取締法	根拠条項	第13条ただし書		
許認可等	火薬庫の所有及び占有の免除の許可				
(根拠規定)					
<p>第十三条 製造業者又は販売業者は、もつぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければならない。但し、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。</p>					
(許認可等の基準)					
<p>許可にあたっては、次の通達を参考に審査を行う。</p> <p>○火薬類取締法第5条及び第13条ただし書の解釈について (平成10年3月31日付け平成10・03・30立局第1号通商産業省環境立地局長通達) (抄)</p> <p>1. 法第13条ただし書中「土地の事情等のためやむを得ない場合」には、火薬類の販売業者が火薬庫を共有している場合のほか、次の場合が該当する。</p> <p>(1) 販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を、販売業者の指示により当該販売業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であつて、特定の火薬類を特定の納入先に販売するとき</p> <p>(2) 競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する販売業者であつて、火薬類取締法施行規則 (以下「規則」という。)第15条の表(1)(イ)又は(ロ)に該当する数量の火薬類を規則第16条の技術上の基準に従つて貯蔵する場合 (火薬庫外火薬類貯蔵場所は瑕疵等により返品された火薬類を貯蔵する余裕があること。)</p> <p>2. 1. (1)又は(2)に該当する者について、法第5条及び第13条ただし書の許可をする場合には、次の規定に従ふこととする。</p> <p>なお、既に許可を取得している販売業者が火薬庫を所有又は占有せずに販売事業を行う場合には、法第13条の許可を受けるとともに、再度次の規定に従つて法第5条の許可を受けることが必要である。</p> <p>(1) 1. (1)の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第13条ただし書の許可をする場合には、次に掲げる書類を提出させること。</p> <p>イ. 販売業者が販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての承諾書</p> <p>ロ. 販売業者が納入した火薬類が瑕疵等により返品された場合の一時的な貯蔵場所として当該火薬庫を使用することについての承諾書</p> <p>ハ. 当該火薬庫の設置許可書の写し及び直近の保安検査証の写し</p> <p>(2) 1. (2)の場合</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第13条ただし書の許可をする場合には、次に掲げる書類を提出させること。</p> <p>イ. 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行える理由書</p> <p>ロ. 所有している火薬庫外火薬類貯蔵場所に係る都道府県知事の指示書、構造図及び構造説明書</p>					